

当面重点的に取り組むべき事項

第4章では、第1節で整理した課題に沿って、第2節で当面重点的に取り組むべき事項を整理。

社会全体で仕事と生活の調和の実現に取り組むためには、労使、国、地方公共団体、関係団体、さらには国民一人ひとりが、それぞれの立場で、ここに掲げた事項をはじめ、仕事と生活の調和の実現に向けて取組を進めていくことが重要。

☆仕事と生活の調和推進 に向けた制度の整備と 普及・浸透のための取組

①父親の子育てへの関わりや子育て期間中の働き方の見直しの促進

(改正育児・介護休業法の周知と同法に基づく企業の取組支援)

- ・父親も子育てができる働き方の実現を目指し、“パパ・ママ育休プラス”を導入(公布日(平成21年7月)から1年以内に施行)
- ・子育て期間中の短時間勤務制度、所定外労働免除を義務化(公布日(平成21年7月)から1年(常時100人以下の労働者を雇用する事業主については3年)以内に施行)
- ・制度の実効性確保のため、苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設(公布日(平成21年7月)から3か月以内(調停に係る規定は平成22年4月)に施行)

②長時間労働の抑制 (改正労働基準法の確実な履行推進)

- ・時間外労働の割増賃金率の引上げ(平成22年4月施行)

③企業の取組の見える化の促進

(改正次世代育成支援法の企業への周知と同法に基づく企業の取組の支援)

- ・仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について記載した一般事業主行動計画の策定・届出の義務を中小企業事業主(労働者数101人以上)に拡大(平成23年4月施行)
- ・一般事業主行動計画の公表及び従業員等への周知の義務付け(労働者数301人以上の企業)(平成21年4月施行)(※労働者数101人以上300人以下の企業は、平成23年4月施行)

☆仕事と生活の調和に 向けた企業の 取組の後押し

①仕事と生活の調和を推進する専門家の養成

- ・仕事と生活の調和に取り組む企業に相談・助言

②仕事と生活の調和の取組に必要なノウハウ・事例の効果的提供

- ・ポータルサイトやメルマガを活用
- ・研修資料など使いやすい形で提供

☆働くことによる 経済的自立に向けた 雇用対策

①非正規労働者等の経済的自立支援とセーフティネットの拡充

- ・ジョブ・カード制度の推進
- ・座学と実習を組み合わせた日本版デュアルシステムの実施
- ・職業訓練期間中の生活保障の実施
- ・非正規労働者就労支援センターを設置し、必要なサービスをワンストップ提供

②若年者の就労・定着支援

- ・フリーター等常用就職支援事業の拡充
- ・キャリア・コンサルティングによるメール相談
- ・若年者等正規雇用化特別奨励金
- ・キャリア教育の充実

③いくつになっても働ける社会の実現

- ・高齢者の雇用の確保の推進
- ・団塊の世代が活躍できる環境整備
- ・高齢者の多様な働き方に対する支援の充実